

整理番号：8-2

提言題名：後期高齢者医療制度の葬祭費の請求手続きについて

【提言の内容】

市役所に母の死亡届を提出したら、「死亡届け出をされたご遺族の方へ」という書類を渡されました。後期高齢者の資格喪失の手続きが必要とのことなので、必要書類として記載されている「喪主の方の氏名の表記がある書類（お葬式の会葬礼状やお葬式費用の領収書など）」に基づいて葬儀会社が作成した「葬儀日程」を持参したら、喪主として私の氏名が記載されているにもかかわらず、会葬礼状でもないし、葬式費用の領収書でもないので、別の用紙「申し立て・誓約書（葬祭費支給申請書）」にも記入しろと言われました。必要書類に該当する条件を満たした書類を提出したにもかかわらず、それが不足だと言われるのは、非常に不本意で、市役所に因縁をつけられていると感じました。最初から必要書類として「申請者が葬儀費用を支払ったことを証明する書類、葬祭費の支給を希望しない方は提出不要です」と書いていただきたかったです。

（令和元年10月受付）

【回答】

葬祭費申請時においてお願いしております「申し立て・誓約書」のご記載につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。まずは、お客様のご事情も十分にお伺いしないまま一方的に申立書のご記載のお手間をおかけしてしまいましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

取手市の窓口担当者が取手市の後期高齢者医療被保険者様の葬祭費を受け付けをし、茨城県の後期高齢者医療広域連合に申請する際に、喪主様が葬儀費用を支払ったことを証する書類の添付が求められます。

現在、県内の全市町村共通の取り決めとして、「死亡診断書」、「葬祭執行者の氏名が確認できない書類」、「葬儀日程」、「埋葬許可証（又はその領収書）」等で承る場合には、申立書の添付をお願いしているところです。

「葬儀日程」につきまして申立書の添付をお願いしておりますのは、日程表はご葬儀の事前の打合せ資料、という認識のもとでの判断でございますが、お客様におかれましては、「お葬式の会葬礼状やお葬式費用の領収書など」に基づいて葬儀会社が作成した『葬儀日程』をご提出いただきましたにも拘わらず、重ねてのお手間をおかけしてしまったというご指摘は、ご事情をお伺いすればごもつものこととさせていただきます。

今後につきましては、市民の皆様の利便性に配慮し、「葬儀日程表」につきましても、作成の経緯を確認させていただきました上で、申立書なしでも受領を可能とできないかどうか等、後期高齢者医療広域連合へ要望してまいりたいと思います。

（国保年金課 令和元年10月回答）